



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会社名 J B C C ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 隆司
(コード番号 9889 東証第一部)
問合せ先 上級執行役員 経営企画担当 村松 文子
(TEL 03-5714-5171)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 17 日開催予定の第 51 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、現行定款 29 条第 2 項の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 17 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 17 日 (水)

以上

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項に規定する<u>社外取締役</u>の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、同法第423条第1項に規定する<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項に規定する<u>監査役</u>の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>